

◎淀川右岸水防事務組合事務局  
会計管理者事務専決規程

制 定 平15. 5. 1 決裁

最近改定 平19. 4. 1 決裁

水防事務組合の主幹の職にあるものは、会計管理者の権限に属する事務のうち、別表に掲げるところにより、所管事務について専決することができる。ただし、異例に属するもの、規定の解釈上疑義のあるもの、又は重要と認めるものについては、会計管理者の決裁を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表

専決者	専 決 事 項
主 幹	(1) 1件300万円以下の工事及び1件100万円以下の物件の支出負担行為の確認（予算の照査に関することを除く。）に関すること (2) 有価証券の出納保管並びに現金（基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関すること (3) 物品管理に関すること (4) 資金前渡、概算払、前金払いの精算に関すること (5) 振替命令書の審査（予算の照査に関することを除く。）に関すること (6) 予算の整理に関すること (7) 決算の調整に関すること (8) 給与その他の給付金及び退隠料の支出負担行為（予算の照査に関することを除く。）に関すること (9) 電話料、電力料、ガス使用料、水道使用料、所得税、住民税、保険料等定例的な経費の支出負担行為の確認（予算の照査に関することを除く。）に関すること (10) その他特に会計管理者が命じたこと